



第40条第2項中「特定鳥獣保護管理計画が」を「第1種特定鳥獣保護計画または同法第7条の2第1項に規定する第2種特定鳥獣管理計画が」に、「当該特定鳥獣保護管理計画」を「当該第1種特定鳥獣保護計画または当該第2種特定鳥獣管理計画」に改める。

(滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例の一部改正)

第5条 滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例（平成24年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改める。

付 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。